

亀山市いじめ防止等に係る組織関係図

平成 29 年 1 月 18 日開催
総合教育会議 <資料 3 >
教育委員会事務局 教育研究室

《市議会》

亀山市いじめ再調査委員会

(市民文化部所管)

亀山市いじめ問題対策連絡協議会

(教育委員会所管)

※関係機関の情報共有、連携

再調査が
必要な場合

市長

《総合教育会議》

教育委員会

いじめの発生
被害者児童生徒
(保護者)

加害者
児童生徒
(保護者)

相談、
被害報告

支援、報告

相談

支援、報告

指導、支援

《学校》

いじめ防止対策委員会

(各学校所管)

防止対策 調査

(重大事態含む)

助言・指導、支援

報告

報告(重大事態)

《教育委員会》

亀山市いじめ問題調査検討委員会

(教育委員会所管)

対策協議、調査研究 調査(重大事態)

報告(重大事態)

必要な指示

連携

《関係機関》

警察、児童相談所
法務局、PTA 等

連携

「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年法律第 71 号)

第 14 条第 1 項の規定に基づき「亀山市いじめ問題対策連絡協議会」を設置
第 14 条第 3 項の規定に基づき「亀山市いじめ問題調査検討委員会」を設置
第 30 条第 2 項の規定に基づき「亀山市いじめ再調査委員会」を設置